

「転居・改氏名・勤務先（変更）届」について

本人・連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の方について次のいずれかに当てはまる場合に「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を使用します（ただし「本人以外の連絡先」については勤務先の届出は不要です。）

- 住所または電話番号が変更になったとき。
- 住所の変更、町名・地番変更のあったとき。
- 氏名に変更があったとき。（※1）
- 貸与終了時に勤務先が未定であったが、その後勤務先が決まったとき。
- 届出済みの勤務先が転勤・転職等で変更になったとき。

（※1）改名（改姓を除く）の場合は、次のいずれかの公的証明を添付して郵送で提出してください。ただし、変更前後の名が記載されているものに限ります。【コピー可】

- ① 名の変更許可審判書謄本
- ② 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）・戸籍全部事項証明（戸籍謄本）（除籍を含む）
- ③ 受理証明書
- ④ 住民票
- ⑤ 運転免許証
- ⑥ 帰化者の身分証明書

性別変更を伴う場合は、次のいずれかの公的証明も併せて添付し郵送で提出してください。ただし、性別変更の旨記載されているものに限ります。【コピー可】

- ① 性別の取り扱いの変更許可審判書謄本
- ② 戸籍個人事項証明（戸籍抄本）・戸籍全部事項証明（戸籍謄本）（除籍を含む）
- ③ 住民票

1 手続き方法

別紙「転居・改氏名・勤務先（変更）届」に記入の上、日本学生支援機構に提出してください。

なお、返還中の転居・改姓・勤務先の変更等についてはスカラネット・パーソナルでも手続きできます。（※2）

（※2）「スカラネット・パーソナル」とは、ご自身の奨学金に関する情報（返還総額（元金）、返還残回数、返還残額（残元金）等）の閲覧、転居・改姓・勤務先変更の届出及び線上返還の申込ができるサービスです。
⇒https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do

2 送付先

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課

◆注意◆

- ① 届出用紙による変更処理には1か月程度かかることがあります。住所を変更した場合には早めに届け出してください。また、旧住所での郵便物が新住所に届くよう、本機構への届出のほか、郵便局の転居・転送サービスの手続きも忘れずにお願いします。
なお、スカラネット・パーソナルからの届出の場合は即時処理されます。
- ② 転居届未提出のために住所不明となった場合は、役場等および連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先に住所を照会することがあります。
- ③ 改氏名により返還金振替口座の名義を変更した（金融機関にて手続済）場合は、振替口座の変更手続が必要です（変更手続を行わないと、振替不能となる場合があります）。
- ④ 貸与中・給付中の場合は、この様式は使用できません。必ず学校の窓口へ申し出てください。
- ⑤ 採用候補者となった方は、この様式は使用できません。進学後に進学先の学校の窓口へ申し出てください。